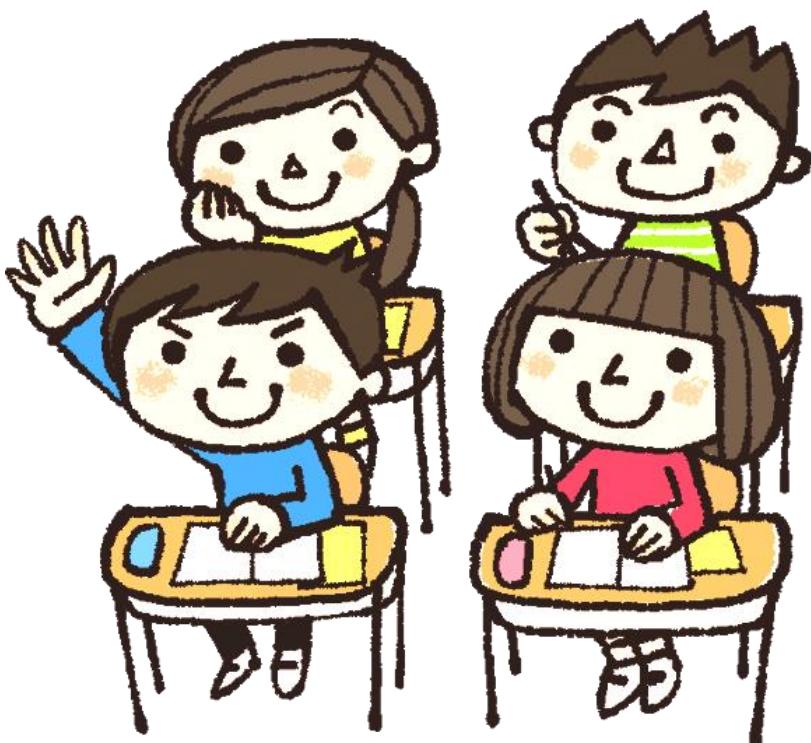


宮崎県立都城さくら聴覚支援学校 通級指導教室
令和7年度 実施要項



宮崎県立都城さくら聴覚支援学校
〒885-0094 宮崎県都城市都原町7430
TEL (0986) 22-0685 FAX (0986) 22-0628

I 本校の通級指導教室の仕組について

(1) 目的

地域の小・中学校の通常学級に在籍している聴覚に障がいのある児童生徒に対して、障がいの状態に応じた指導等を行い在籍校と連携を図ることで、よりよい学校生活を送ることができるようとする。

(2) 対象者

小学校・中学校の通常学級に在籍している聴覚に障がいがある児童生徒

※ 本校就学基準（聴力レベル概ね60dB以上）とは異なります。

(3) 実施について

本校における通級指導教室	
形 態	<ul style="list-style-type: none">・ 通級指導教室担当者が個別指導を行う。また、児童生徒の実態及び目的に応じて、本校の児童生徒との交流及び共同学習や通級児童生徒同士によるグループ学習を行う。指導後、保護者と懇談を行い、指導内容等についての共通理解を図る。・ 保護者送迎にて来校し指導を受けることを基本とする。必要な場合においては、巡回指導を検討する。ただし、巡回指導を受ける児童生徒の保護者については、在籍校で通級指導教室担当者と懇談を行うこととする。
指導回数 時 間	<ul style="list-style-type: none">・ 指導回数及び時間は、保護者や在籍校〔特別支援教育コーディネーター（以下C.o.）、学級担任〕と相談の上、決定する。
内 容	<p><指導></p> <ul style="list-style-type: none">・ 保護者及び在籍校との連携を深めながら、一人一人の実態やニーズに応じた指導を行う。・ 実態に応じた自立活動（聴力測定、言語指導、発音指導、コミュニケーション指導、障がい認識に関する指導など）・ 課題解決に向けた教科の補充・ 本校の日課に沿った交流及び共同学習（各教科の授業、給食など） <p><支援></p> <ul style="list-style-type: none">・ 保護者支援・ 在籍校への巡回相談・ 在籍校の児童生徒に対する聴覚障がいについての理解推進のための授業・ 在籍校職員への研修

2 通級による指導開始（終了）の流れについて

① 新規に通級による指導を希望する場合、保護者は在籍している学校の学級担任にその旨を申し出る。その後、在籍校（校長）から市町村教育委員会に通知し、市町村教育委員会から県教育委員会に通知される。この手続きが完了した後、通級による指導開始とする。

※ 詳細は（小・中学校における「通級による指導」事務の手引：令和3年度第二次改訂版）を参照。

② 保護者、在籍校、通級指導教室担当者で指導日（指導形態及び時間）について協議し、その後、在籍校において教育課程編成を行う。

③ 通級指導を継続する場合は、前年度にその旨を学級担任に申し出ておく。中学3年生については、本校の通級指導教室の利用が終了となる。

3 開級式

○ 在籍校での行事等も多く計画される時期であり、参加が難しい場合が多いため、開級式は行わない。年に1回程度は通級児童生徒が本校に集まって学習する機会を検討していく。

4 通級指導日決定までの流れ

① 通級指導教室担当者から在籍校Co.へ「通級指導日希望調査」を送付する。

※ 送付方法はFAXを基本とするが、メールで添付して送付でも可。



② 在籍校Co.は、学校行事や学年行事等、支障のない日を記入した「通級指導日希望調査」を学級担任を通じて保護者に配付し、保護者は通級可能な日を複数日記入し、学級担任へ提出する。学級担任は、在籍校Co.へ提出する。



③ 在籍校Co.は、保護者が提出した「通級指導日希望調査」を都城さくら聴覚支援学校通級指導担当者に送付する。



④ 通級指導教室担当者は、他の通級生との調整ののち、在籍校Co.へ指導日を連絡する。



⑤ 在籍校Co.は決定した指導日を学級担任を通じて保護者へ連絡する。



⑥ 通級指導教室担当者から在籍校Co.へ、通級指導日の「日程表」を事前に送付する。



⑦ 在籍校Co.は、学級担任を通じて、通級児童生徒と保護者に日程や持参する物などを連絡する。(「日程表」のコピーを配付する。)



⑧ 通級児童生徒は、通級日に保護者の送迎で本校へ来校し指導を受ける。または、在籍校で巡回指導を受ける。



⑨ 指導後、通級指導教室担当者は懇談にて指導の様子等を保護者に伝える。また、「連絡帳」にて学級担任及び在籍校Co.へ指導の様子等を報告する。

※ 必要に応じて電話等での連絡、情報共有を行う。

※ 巡回指導の場合は、必要に応じて懇談を実施する。学期につき1回(年に2回)、都城さくら聴覚支援学校での通級指導に来校し、聴力測定や保護者懇談等を実施する。

※ 「連絡帳」を通じて、保護者、学級担任、在籍校Co.、通級指導教室担当による情報共有を行う。

【回覧・記入の流れ:通級指導教室担当→児童生徒→在籍校(Co.、学級担任)→保護者→次回の指導日に児童生徒が持参する形式で回覧する。】

5 個別の指導計画作成までの流れ

- ① 通級児童生徒の実態把握と在籍校職員への理解推進のため、通級指導教室担当者や本校Co.が在籍校を訪問し、在籍学級の授業参観およびケース会議を行う。「巡回相談」として一学期に実施する。在籍校は通級指導担当者と日程調整後、巡回相談申込書(別紙1)を提出する。
※巡回相談申込書は、本校ホームページ→教育支援→各種様式からダウンロードできる。
- ② ケース会議、児童生徒及び保護者や在籍校のニーズを踏まえ、通級指導教室担当者が通級指導についての「個別の指導計画」を作成し、在籍校のCo.や学級担任とともに在籍校作成の「個別の教育支援計画」との共通理解を図る。

6 個別の指導計画の取り扱いについて

- ① 個別の指導計画については、前期分を8月中、後期分を3月中旬に在籍校に送付する。
- ② 対象者が小学校から中学校、または中学校から高校へと進学する場合、在籍校が本人、保護者に個別の指導計画を進学先に引き継ぐ必要があるかを確認する。引継ぎを希望された場合は、在籍校から進学先に送付する。

7 通級による指導終了の流れについて

- ① 在籍校において通級児童生徒の学習面での困難さや生活面での環境が改善され、本人及び保護者から指導終了の希望が出された場合、保護者、在籍学校長、学級担任等と協議し、終了を決定する。
 - ② 在籍校(校長)は、市町村教育委員会に通級指導の終了を通知する。その後、市町村教育委員会から県教育委員会に通知される。この手続きが完了した後、通級による指導の終了とする。
- ※ 詳細は(小・中学校における「通級による指導」事務の手引:令和3年度第二次改訂版)を参照。

8 留意事項

- (1) 通級指導日決定後、在籍校の行事等により通級できなくなった場合は、在籍校より速やかに通級指導教室担当者まで連絡する。
- (2) 指導日当日に体調不良や不都合により来校できなくなった場合は、保護者より在籍校に連絡を行い、在籍校は速やかに通級指導教室担当者へ連絡をする。
(保護者→在籍校→通級指導教室担当者)
- (3) 給食を喫食する通級児童生徒は、給食費を徴収する。来校時に本校事務室で支払う。体調不良や在籍校の行事変更等で急に通級できなくなった場合にも給食費支払いが発生する。
- (4) 巡回指導を受ける児童生徒は、実態把握のため学期につき1回(年に2回)、保護者の送迎により本校に来校し、聴力測定や補聴器の点検等を行うこととする。
- (5) 在籍校の職員が通級指導教室の参観や個別懇談を希望する場合は、日程調整後、隨時行う。